

「GX 戦略地域」の選定に関する公募要領
(データセンター集積型)

1. 背景・目的

世界全体でカーボンニュートラルな社会を目指す動きの中で、我が国においても2023年2月に「GX 実現に向けた基本方針」(令和5年2月10日閣議決定)を策定して以降、GX 製品のサプライチェーン形成や排出削減が困難とされる多排出産業の構造転換に向けて、20兆円の先行投資を呼び水として10年間で150兆円規模のGX 関連官民投資を誘発するための成長志向型カーボンプライシング構想を実行に移してきました。

しかし、海外情勢の不安定化やデジタル技術の急激な進化とそれによる電力需要予測の変化、経済安全保障の観点からの国内産業サプライチェーンの在り方についての見直しのニーズ、脱炭素に必要とされる革新的技術のコスト推移や市場拡大に関する懸念等、カーボンニュートラル実現に向けた見通しに対する不確実性が高まっています。

こうした情勢を受けて、2025年2月18日に閣議決定された「GX2040 ビジョン」において、GX 産業構造の実現に向けた取組の一つとしてGX 産業立地政策の考え方を示しました。これを踏まえ、2025年4月より、内閣官房において、「GX 産業構造の実現に向けたGX 産業立地ワーキンググループ」を立ち上げ、8月にはGX 産業立地政策の具体的な措置として「GX 戦略地域制度」を創設しました。具体的には、産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、GX 型の産業集積やワット・ビット連携を促進し、「新たな産業クラスター」の創設を目指すこととし、地域選定を行う類型(①コンビナート等再生型、②データセンター集積型、③脱炭素電源活用型)と事業者選定を行う「④脱炭素電源地域貢献型」に分けて整理しました。

第66回国家戦略特別区域諮問会議(令和7年6月10日開催)においても、コンビナート跡地等や脱炭素電源を核とした新規産業集積を目指すこと、そのために自治体と連携しつつ集中的かつスピード感をもって規制・制度改革を進めるために国家戦略特区制度等と連携して取組を進めていく旨をGX 実行推進担当大臣よりお示しました。

データセンター集積型 GX 戦略地域においては、「ワット・ビット連携官民懇談会(総務省・経済産業省)」での議論も踏まえ、効率的な電力・通信インフラの整備やレジリエンス確保、脱炭素電源の活用促進等を通じて、既存の集積拠点以外の地方へ新たな大規模データセンター集積を形成することを目指しています。

データセンター集積型 GX 戦略地域として選定された都道府県(以下「GX 戦略地域」という)においては、データセンター集積拠点の候補として選定されたエリアに対する電力系統の先行的・計画的整備等の措置や規制・制度改革等¹も活用しながらデータセンター集積拠点を形成し、関連産業を含むクラスターを形成していくことが期待されます。

今般、GX 戦略地域及びエリアを選定するため、内閣官房 GX 実行推進室の実務を行う経済産業省において、以下の通り申請を募集します。

¹ 具体的な支援措置の内容については、GX 戦略地域制度のHPを御参照ください。随時更新してまいります。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gx_strategy_area.html

2. 申請主体

- ・ 主たる申請者

都道府県

※ 当該都道府県の行政区域の全域又は一部について、GX 戰略地域の対象地域となることを希望する都道府県。

- ・ 共同申請者（任意）

市区町村、本計画に関与する事業者等

※ 当該都道府県においてデータセンター集積の形成を希望する市区町村や当該計画に關係する事業者等との共同申請も可能とします。

※ 共同申請者となる市区町村及び事業者等は、計画の全体又は一部について責任を持って関与し、主たる申請主体である都道府県と連携して具体的な取組を実施又は支援する意思を有する者とし、その業種・属性は問いません（一般送配電事業者及び登録電気通信事業者を除く）。

一都道府県から複数の候補エリアを申請する場合は、都道府県としての全体方針や各候補エリア及びその周辺の地域計画同士の齟齬がないようにした上で、可能な範囲で各都道府県において優先順位を付ける又はエリア数を絞って申請してください。

3. 公募参加のための手続き等

- ・ 公募参加資格

公募に参加できる者は、（別添）公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす都道府県又は都道府県が市区町村や事業者と構成するコンソーシアム等とします。

- ・ 遵守すべき事項

以下の遵守事項に違反した場合、その申請が無効と扱われ、若しくはGX 戰略地域又は有望地域に選定された都道府県（以下「選定都道府県」という。）においても、選定が取り消されることがあります。

- ① 共同申請者等の関連する民間事業者等についても（別添）公募参加資格を満たすよう、適切に管理すること。
- ② 本公募要領が公示された日から選定の通知がされる日までの間は、公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する行動は行わないこと。
- ③ 公募に参加しようとする他の者（自らが公募に参加しない他の GX 戰略地域の公募に参加しようとする者を含む。）に係る当該公募に関する情報を収集する活動及び当該公募に関する自らの情報を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。
- ④ 記載した事項に偽り等がないこと。

- ・ 申請の無効

次のいずれかに該当する申請は無効とすることがあります。

- ① 公募参加資格のない者がした申請
- ② 遵守事項に違反する者がした申請（なお、申請後、選定都道府県の選定までに遵守事項に違反した者の申請も同様とする。）
- ③ 指定の時刻までに提出しなかった、又は、全ての必要書類が提出されなかった申請

- ④ 所定の様式によらない申請
- ⑤ 公募に関し、不正な行為を行った者がした申請

4. 申請書類・記載事項

以下の（1）から（8）までに掲げる事項を、様式（1）に記載の上、御提出ください。また、規制・制度改革措置を希望する場合は、（9）の規制・制度改革提案事項を様式（2）に御記載ください。さらに、記載に当たっては、「[国家戦略特別区域基本方針](#)」第三 1. ③に掲げられている国家戦略特区の指定の基準も参考にしてください。

なお、様式（1）には計画の概要を記載することとし、各記載事項の詳細情報及び根拠については別添資料（様式自由）として必ず御提出ください。その際、別添資料は一つのファイルにまとめ、様式（1）において、各項目に対応する別添資料の頁番号を御記載ください。

同一都道府県内で複数のデータセンター集積拠点の候補（以下「候補エリア」という。）を申請される場合は、候補エリアごとに様式（1）及び様式（2）を作成の上で申請ください。候補エリアごとに異なる市区町村や事業者と共同申請も可能です。なお、候補エリアは、複数のデータセンターを一体的に運用できる可能性や電力系統の拡張性に鑑みた範囲（目安として半径10km圏内）としてください。

＜記載事項＞

（1）申請主体・担当者連絡先

申請者となる都道府県名、都道府県知事名、所在地、連絡担当窓口を御記載ください。

※民間事業者又は都道府県内の市区町村と連名で申請する場合は、共同申請者を記載すること。

（2）データセンター集積拠点の候補エリアに関する事項

① 候補エリアの名称

② 候補エリアにおけるデータセンターの立地に関する想定

※候補エリアにおけるデータセンター立地候補用地の一覧と県内における各候補用地の住所等を御記載ください。

③ 候補エリアの概観

※データセンター立地候補用地及び周辺の主要な設備・道路について、それぞれの用地や設備との位置関係や距離がわかるように、地図上で候補エリアの概観をお示しください。

（3）電力インフラの整備に関する事項

※GW級のデータセンター集積の形成に向けた、各用地及び区画において想定するデータセンター規模を御記載ください。また、これらを踏まえて、有望地域の選定後に自治体として系統申込を見込む電力容量についても御記載ください。

※電力インフラの先行整備にあたっては、各候補用地における容量を確定する必要があります。また、一般送配電事業者による電力インフラの検討に当たっては架空線を想定した検討となる旨を御承知おきください。

※候補用地のうち一部又は周辺の用地を変電設備の設置に供してよい場合は、その地図を添付ください。なお、変電設備の設置を想定する用地以外の用地・区画をもってデータセンター集積候補エリアとしての審査を行います。

(4) 通信インフラの整備・拡張可能性に関する事項

※対象エリアにおける通信インフラの整備状況及び拡充可能性については、登録電気通信事業者等とのコミュニケーションを通じて御記載ください。

- ① 各候補用地・区画における通信面のレジリエンスについての現状や整備見込み
- ② 各候補用地・区画における接続性についての現状や拡張可能性
- ③ 候補地と他地域との接続性についての現状や拡張可能性
- ④ 國際接続性に関する現状や拡張可能性

(5) その他ユーティリティ及び地理的特性に関する事項

- ① 各候補用地に関する詳細情報

※各候補用地について下記の情報を御記載ください。

- (ア) 用地面積（開発予定面積及び分譲可能面積）
- (イ) 用地及び区画の確保・開発状況
- (ウ) 災害リスク
- (エ) 交通アクセス
- (オ) 水の利用可能性

- ② 候補エリアに対するデータセンター事業者からの立地ニーズ

※候補エリア・候補用地におけるデータセンターの立地及び今後の誘致について、データセンター事業者からの問い合わせの状況や自治体から事業者に対するヒアリングを含む、民間事業者との協議状況及び検討状況について御記載ください（事業者に対して事実確認する場合があります）。

(6) データセンター集積拠点を起点とした地域内の産業競争力強化に関する事項

- ① データセンター集積の形成を念頭に置いた地域産業活性化の全体構想

※データセンター集積の形成に関連する地域の既存産業政策やデータセンター集積の形成を起点とした地域の産業政策、データセンターを活用したAIの活用や産業DX等に係る地域の全体構想を御記載ください。

- ② AIの活用や産業DX等について具体的に予定している事業構想

※具体的に予定している事業について、(i)事業者名／学術機関名／研究機関名等、(ii)事業概要、(iii)スケジュールを御記載ください。

(7) 脱炭素化への貢献に関する事項

※脱炭素電源の更なる供給増や地域内における脱炭素電源の利用拡大に係る計画について御記載ください。

※脱炭素電源の定義は、脱炭素電源活用型GX戦略地域の公募要領における別紙1を参照

（例）申請都道府県内の非化石価値を活用した脱炭素電力メニューの創設（構想段階でも可）、脱炭素電源の導入状況及び供給増に係る目標、集積拠点に入居する事業者に対してエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律のうち特にデータセンターに係る規定の遵守を促す計画など

（8）地域との連携等に関する事項

① データセンター集積拠点の形成に向けた連携状況

※データセンター集積拠点の迅速な形成に向けて、電力事業者や通信事業者、不動産事業者、建設業者、その他各種コーディネーター等との連携状況について御記載ください（事務局から事業者に対して事実確認する場合があります）。

② データセンター事業者と地域の共生方針案

※GX 戦略地域に選定された場合、今後策定予定の「データセンターの新設および運用における地域共生のガイドライン」に記載される内容を事業者に遵守させることへのコミットメントを宣言できるか等

※当該自治体及び基礎自治体において、地元住民や地域との共生体制を築くために今後実施を検討されている内容（構想段階でも可）や、既に実施されている内容があれば御記載ください。

（9）国に対する規制・制度に関する提案事項^{2 3}

① データセンターの立地等に関連する規制・制度改革事項

※データセンターの建設や集積拠点の形成に関連するインフラ整備・必要な手続き、当該地域でのデータセンターの持続的な運用に資する提案・要望を御記載ください。

② 地域産業の振興に関連する規制・制度改革事項

※スタートアップを含む地域産業の DX や AI・データ利活用の促進に資する提案・要望を御記載ください。

² 国家戦略特区に関する提案事項・要望事項に関しては、国家戦略特区の提案募集と同様に、補助金や税制の要望等、財源措置の支援を求める内容の提案は不可とします。

³ 法律に基づく規制・制度に限らず、政省令や通知・ガイドライン等に基づく規制・制度も広く提案の対象とします。

5. 選定要件

GX 戰略地域については、以下の要件を総合的に評価して選定します。

※GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループ中間取りまとめより抜粋

番号	大分類	小分類	要件内容
1	インフラ整備に関する観点	必要となるインフラ整備との整合性（電力）	将来的な GW 級への拡張可能性があること（例えば 10 年程度で GW 級の供給が可能）、電力供給の立ち上がりスピードが速いこと、供給電圧がデータセンター事業者に適していること、足下の供給余力が大きいこと、整備費用が低廉であることなど
2		必要となるインフラ整備との整合性（通信）	各候補用地付近において通信ネットワークの地中化・冗長性確保の可能性があること、各候補用地付近においてネットワークインフラ（IX、APN 等）の整備・増強を含め、国内のアクセス確保の可能性があること（想定するデータセンターの集積規模等に応じた計画の妥当性）、候補地と国内他地域との間でネットワークインフラ（APN 等）の整備・増強を含め、国内のアクセス確保の可能性があること（想定するデータセンターの集積規模等に応じた計画の妥当性）、候補地と国外との間でネットワークインフラ（国際海底ケーブル、IX、APN 等）の整備・増強を含め、国外のアクセス確保の可能性があること（想定するデータセンターの集積規模等に応じた計画の妥当性）
3		必要となるインフラ整備との整合性（その他ユーティリティ及び地理的特性）	地盤が安定している・災害リスクの低いエリアを確保できること（例：水害、南海トラフ・首都直下地震リスク）
4		必要となるインフラ整備との整合性（その他ユーティリティ及び地理的特性）	十分な産業用地を用意できる見込みがあること。半径 10km 圏内に、集積拠点全体で 30ha 以上（分譲面積）を目処とする。（3 年以内の造成完成と更なる拡張が見込まれると望ましい。複数箇所に分かれた土地の合計の場合、1 箇所当たり 10ha 以上（分譲面積）あると望ましい。）
5		必要となるインフラ整備との整合性（その他ユーティリティ及び地理的特性）	交通アクセスが良いこと（例：高速道路 IC や鉄道駅、国際空港、その他公共交通機関からの距離（km））
6		必要となるインフラ整備との整合性（その他ユーティリティ及び地理的特性）	工業用水を始めとした水が利用可能であること（例：工業用水道の布設状況・使用可能量（m ³ /日））
7		必要となるインフラ整備との整合性（その他ユーティリティ及び地理的特性）	既存のデータセンター集積拠点から分散立地していること
8		必要となるインフラ整備との整合性（その他ユーティリティ及び地理的特性）	データセンター事業者とコミュニケーションが取られており、データセンター事業者のニーズに合った計画になっていくこと

9		データセンターの段階的な立地可能性	電力・通信・その他インフラの中長期的な整備計画を鑑み、データセンターの比較的早期からの段階的な集積立地の実現可能性が高いこと
10	競争力強化に関する観点	サプライチェーンの安定化・高度化への貢献	産業政策と整合的な形で取組を進めつつ、将来の AI の活用や産業 DX 等を見据えた地域の絵姿を描けていること
11	脱炭素に関する観点	脱炭素化への貢献	域内への脱炭素電源の更なる供給や脱炭素電力の利用拡大（集積拠点に立地するデータセンター事業者に活用されることを含む）に向けての計画を有するなど、自治体が脱炭素電源の活用に対して意欲的であること 脱炭素電力の更なる活用に貢献できると見込まれる立地であること
12	地域との連携等に関する観点	自治体等によるコミット	事業障壁となる規制・制度の改革について積極的に取り組んでいること（国家戦略特区に指定されている、または指定に向けた提案の準備があるなど）や、自治体自身によるデータセンターの誘致やそのための周辺環境整備に向けた検討又は取組を行っていること 一般送配電事業者、通信事業者、不動産事業者、建設事業者等のインフラ関係事業者や地域の学術機関、企業等と連携し、データセンター集積拠点の形成や地方創生を円滑に進める体制等を構築していること
13		地域との共生	近隣の理解を得るための自治体の協力があるなど、地方との共生策が図られていること

6. 公募期間

令和 7 年 12 月 23 日から令和 8 年 2 月 13 日 17 時（必着）

7. 選定プロセス

・ 選定プロセスの全体像

GX 戰略地域の選定は、外部有識者で構成する第三者審査委員会による 2 段階の審査を通じて行います。公募期間終了後、一次審査を行い、その選定結果を踏まえて令和 8 年春頃に有望地域（一次審査合格者）を選定します。その後、有望地域は、申請内容の更なる具体化を行います。その結果を踏まえ、第三者審査委員会において最終審査を行い、令和 8 年夏頃に GX 戰略地域（最終合格者）を選定します。

- 公募締切 : 令和 8 年 2 月 13 日 17 時（必着）
- 有望地域の選定結果公表 : 令和 8 年春頃目途
- GX 戰略地域の選定結果公表 : 令和 8 年夏頃目途

※選定時期は、審査の状況に応じて変更される可能性があります。

第三者審査委員会では書面審査のほか、必要に応じて、対面又はWeb会議によるヒアリングを行う予定としています。なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、公募期間終了後、ヒアリングの対象となる都道府県に対して、経済産業省より御連絡します。ヒアリングを実施しない場合もありますので、御認識おきください。

加えて、経済産業省、その他関係省庁との会議等への参加やヒアリング等をお願いする可能性がありますので、御認識おきください。国家戦略特区制度に関するプロセスが今後生じる場合には、改めて個別に御連絡します。

※データセンター集積型GX戦略地域の審査は、申請された候補エリアごとに行うため、都道府県及びエリアを選定します。

・ 各審査で確認する内容

一次審査においては、候補エリア及び候補用地におけるインフラ整備のポテンシャルや、データセンター事業者の立地ニーズ、データセンター集積を核とした地域産業活性化の構想、地域共生に向けた取組といった自治体のコミット等を審査します。その後、有望地域に選定された都道府県については、各種インフラの整備費用やスケジュールを含めて申請内容の更なる具体化等を行った上で、最終審査では情報の粒度・確度を高めた詳細な計画を審査します。

※詳細な審査プロセスについては、GX産業構造実現のためのGX産業立地ワーキンググループ中間取りまとめ及び第7回事務局資料を参照

・ 通知

経済産業大臣は、申請内容の審査・評価により選定都道府県及びエリアを選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知します。選定の結果については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。また、通知の際、選定都道府県に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知があります。

記載項目において、事業者等の非公開情報や個人情報等、非公表扱いとする必要がある箇所については、その対象箇所が分かるように、「非公表」と記載してください。

・ 選定の取消し等

① 選定都道府県の選定の取消し事由

選定都道府県が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定都道府県の選定を取り消すことがあります。

- (ア) 当該公募に係る事業を中止したこと。
- (イ) 選定都道府県が公募の参加に当たり不正行為を行ったこと。
- (ウ) 選定都道府県が本公募要領で定める遵守事項に違反したこと。
- (エ) 共同申請者等の関連する市区町村及び民間事業者並びに個人が公募参加資格のいずれかを満たしていないこと。

② 選定都道府県の選定の取消し通知

経済産業大臣は、選定都道府県の選定の取消し事由の規定に基づき選定都道府県の選定を取り消した場合、当該選定に係る選定都道府県に対し、その旨を通知（以下「選定取消通知」という。）します。経済産業大臣は、選定取消通知に当たって、その選定の取消し

の理由を付すとともに、選定取消通知を発した日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記します。経済産業大臣は、上記の説明を求められたときは、原則として、選定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して10日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答します。

③ 選定都道府県の選定の取消しがあった場合の選定等

上記の規定により選定都道府県の選定を取り消した場合、又は選定都道府県が辞退した場合には、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて選定都道府県に選定することがあります。ただし、経済産業大臣が、公共の利益の一層の増進に寄与するものであるとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではありません。また、選定都道府県が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合があります。

8. 取組進捗評価・フォローアップ

GX 戰略地域に選定された都道府県は、毎年度、経済産業省に取組状況を報告します。GX 戰略地域の取組状況については、必要に応じ、第三者審査委員会等においてヒアリングを行うなど評価分析し、当該都道府県に対し助言を行います。

なお、選定後、その取組が著しく進捗せず、必要な措置を図っても改善が見られない場合には、第三者審査委員会等の判断を踏まえ、選定の取消しを行うことがあります。

また、経済産業省やその他関係省庁は、GX 戰略地域の取組状況を隨時フォローアップします。取組の進捗状況等について、経済産業省等が主催する会議等において発表いただくなど情報発信に御協力いただく予定です。

9. 提出先・提出方法

都道府県名、担当者名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を付記の上、電子メールで bzl-gx-sangyoricchi@meti.go.jp 及び exl-watt-bit@meti.go.jp にお寄せください（10MB を超過する場合は、分割して御送付ください。）。電子メール以外による御提出はお控えください。

- ※ メール件名は「【提出】都道府県名_データセンター集積型GX戦略地域計画申請資料」とすること。
- ※ 様式（1）は、ファイル名を「都道府県名_候補エリア名_計画申請書」としたWord形式とPDF形式にて提出すること。
- ※ 様式（2）は、ファイル名を「都道府県名_候補エリア名_GX戦略地域申請にあたる規制・制度改革提案事項」としたExcel形式とPDF形式にて提出すること。
- ※ 別添資料（様式自由）は、ファイル名を「都道府県名_候補エリア名_補足資料」としたPowerPoint形式とPDF形式にて提出すること。
- ※ 一都道府県で複数エリアを申請する場合は、まとめて御提出ください。
- ※ 資料を御提出いただきましたら、事務局より受領の御連絡をお送りします。万が一、提出後一週間以内に受領連絡が届いていない場合は、下記問い合わせ先の電話番号まで御連絡ください。

10. お問い合わせ先

イノベーション・環境局 脱炭素成長型経済構造移行投資促進課

電話：03-3501-1511（内線 3367）

メール：bzl-gx-sangyoricchi@meti.go.jp 及び exl-watt-bit@meti.go.jp

申請書類の作成に係るお問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、メール件名を必ず「【問い合わせ】都道府県名_データセンター集積型 GX 戦略地域の選定について」としてください。他の件名ではお問い合わせに回答できない場合があります。

※万が一、連絡後一週間以内に事務局からの返信が届いていない場合は、上記電話番号までご連絡ください。

11. その他

- ・ 経済産業大臣は、公募の実施に当たり、各種不正が明らかになった場合には、公募を中止し、必要に応じて再度公募を行います。
- ・ 書類の作成・質問等に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- ・ 公募に係る書類の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- ・ 申請内容の評価及び他の都道府県による申請内容等についての経済産業省等への相談は、透明性等の確保の観点から、公募及び選定期間中は受け付けません。
- ・ 提出書類の内容変更、差替え又は再提出は認めません。ただし、経済産業大臣から記載事項の訂正指示や補足資料の提出の要請等を行う場合はこの限りではありません。
- ・ 申請に当たり、経済産業省、その他関係省庁に対し、選定の陳情等を行うことは控えてください。公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないことがあります。また、選定結果の通知前に経済産業省や関係省庁に対して選定の状況を照会する等の行為についても控えてください。
- ・ 提出された計画について、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。
 - ① 公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供する場合。
 - ② GX 産業立地政策の検討に使用する場合。なお、この場合には、個々の情報に係る提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱います。
- ・ 情報開示請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき対応します。
- ・ 本公募に関する手続において提出された資料一式は返却しません。
- ・ 選定都道府県は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている資機材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならなりません。
- ・ 本件公募に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。

(別添) 公募参加資格

本公司の参加資格は、申請者が、公募の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であることを要件とする。(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)

- (1) 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法人であって、その役員のうち(1)に該当する者があるもの
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 次の申立てがなされている者
 - ① 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
 - (イ) 経済産業省本省により、現に指名停止措置を受けている者
 - (ウ) 法人税の滞納者
 - (エ) 次に該当する者
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - (オ) 次のいずれかに該当するとして経済産業省から現に参加資格を認めないこととされている者
 - ① 国によるGX戦略地域選定のための情報収集において都道府県等が国に提供したデータに偽造等があった者
 - ② 本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - ③ 上記のほか3.で規定する遵守事項に違反した者
 - ④ その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者